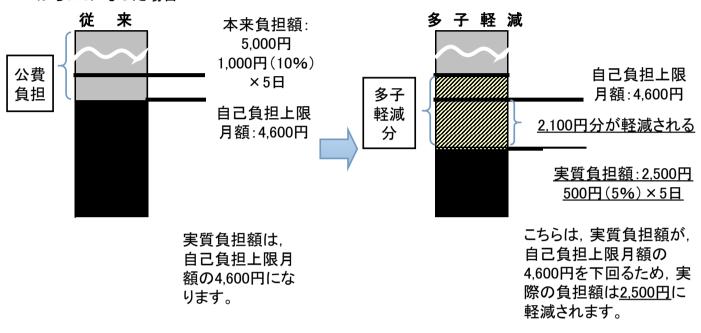
多子軽減措置により、第2子の場合は、自己負担額が、障害児通所支援に係る費用総額の<u>100分の5</u>の額に減額されます。

ただし、自己負担上限月額に変更はありません。そのため、<u>利用日数や負担上限月額との関係で、従来</u>の負担と変わらない場合もあります。

1 利用日数が少なく、負担が軽減されるケース

(例)第2子の1日当たりの利用料が1,000円のサービスを5日利用しており、その自己負担割合が10%から5%になった場合



2 利用日数が多く、負担が変わらないケース

(例)第2子の1日当たりの利用料が1,000円のサービスを10日利用しており、その自己負担割合が10% から5%になった場合

